

境界問題相談センター愛媛

# ご利用の手引き

(手続き概要説明書)

愛媛県土地家屋調査士会

2008/1/25

>>>目次

1 .	はじめに.....	4
2 .	業務を行う日及び時間.....	4
3 .	境界問題相談センター愛媛の理念について.....	5
4 .	和解の仲介を行う紛争の範囲.....	5
5 .	手続実施者の選任に関する事項（ADR法14条1項1号）.....	6
（1）	手続実施者の選任方法について.....	6
（2）	関与員の欠格事由.....	8
（3）	手続実施者を排除するための方法について.....	9
（4）	担当受付面談員，担当相談委員，担当調査・測量実施員の変更について.....	10
（5）	担当鑑定実施員の変更について.....	11
6 .	紛争当事者が支払う報酬または費用に関する事項（ADR法14条1項2号）.....	12
（1）	受付面談.....	12
（2）	相談手続.....	12
（3）	調停手続.....	13
（4）	調査，測量および境界鑑定業務.....	17
（5）	その他の費用（手数料規程7条）.....	18
（6）	手数料の納付先.....	18
7 .	境界問題相談センター愛媛手続における当事者の代理人等.....	19
（1）	代理人（規則9条1項）.....	19
（2）	補佐人（規則9条2項，3項）.....	19
（3）	同伴者.....	19
8 .	受付（受付面談）から相談または調停手続の開始に至るまでの標準的な手続の進行（ADR法14条1項3号）.....	20
（1）	電話受付～受付面談.....	20
（2）	受付面談.....	23
9 .	相談手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行（ADR法14条1項3号）.....	24
（1）	相談手続の申し込み～相談.....	24
10 .	調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行（ADR法14条1項3号）.....	26
（1）	調停申立て～調停.....	26
（2）	標準期日日数.....	28
（3）	被申立人が調停に応じない場合.....	28
（4）	利害関係人の参加.....	28
（5）	調停期日.....	28
（6）	調査・測量，境界鑑定.....	29
11 .	調停の成立.....	29

( 1 )	調停の成立.....	29
1 2 .	紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式（ADR法施行規則 13 条 1 項 2 号）	32
( 1 )	当事者による調停手続実施依頼契約の解除.....	32
1 3 .	手続実施者が紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したとき.....	34
( 1 )	調停の不成立.....	34
( 2 )	運営委員会の決定による終了.....	34
1 4 .	手続において陳述される意見、手続実施記録等に記載されている当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法（ADR法施行規則 13 条 1 項 1 号）.....	34
( 1 )	手続の非公開および守秘義務.....	34
( 2 )	手続実施記録の保存等.....	35
( 3 )	提出された資料の取扱.....	35
( 4 )	記録の閲覧および記録謄写の請求.....	35
1 5 .	業務に関する苦情の取り扱い.....	36
1 6 .	調査・測量手数料 基準額表.....	37
	> > 索引.....	39
	境界問題相談センター愛媛 案内図.....	40

## 1. はじめに

---

境界問題相談センター愛媛は、土地境界に関する民事の紛争に係る民間紛争解決  
手続を行う機関です。

境界問題相談センター愛媛の相談や調停などの業務は、「境界問題相談センター  
愛媛規則」(以下「規則」と略します。),「境界問題相談センター愛媛手数料・報酬  
規程」(以下「手数料規程」と略します。),「境界問題相談センター愛媛文書管理・  
秘密保持規程」(以下「文書管理規程」と略します。)に基づいて行います。本書面  
は、規則の概要を説明したもので、どなたでもご希望があれば、お渡しするよう  
にしています。

また、境界問題相談センター愛媛では、境界問題相談センター愛媛の利用をお考  
えの方に本書面をお渡しし、手続の内容をご説明しています。

## 2. 業務を行う日及び時間

---

業務を行う事務所： 〒790-0062

愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号

愛媛県土地家屋調査士会館内

地図は、40ページにございます。

TEL : 0120-24-1103 (フリーダイヤル)

「携帯電話」からは、089-943-6785

FAX : 089-943-6779

E-mail : ehime@kyokai110.jp

ホームページ : <http://www.kyokai110.jp/>

業務取扱時間 : 月曜日～金曜日 9:00～16:00 (祝祭日を除く)

12月29日～1月3日, 8月14日～16日は取扱いいたしません。

### 3. 境界問題相談センター愛媛の理念について

---

境界問題相談センター愛媛の理念は、当事者の主体性を尊重した紛争解決手続を行うことです。(規則2条)境界問題相談センター愛媛の調停手続では、基本的に調停委員による説得や教導は行わないことにしています。境界問題相談センター愛媛では、事案を法にあてはめる解決(境界線を判断すること)よりは、当事者の自主的な対話と交渉を援助し促進すること(話し合いのお手伝いをする事)によって解決を図ることのほうがより大切と考えているからです。

境界問題相談センター愛媛は、愛媛県土地家屋調査士会と愛媛弁護士会が協働で運営していますので、土地家屋調査士と弁護士の専門性を活用した**法・専門情報の提供**を行うことができますが、それは、あくまで**対話・交渉をより促進するために行うもの**です。

それは、境界をめぐる紛争では、境界線が明確になっただけでは、すべてが解決したとは限らないからです。たとえば、その後の土地利用(土地の分筆登記・所有権移転登記や建物・構造物等の収去や明け渡しなど)についての解決が必要であったり、そもそも紛争の原因が近隣関係の長年の鬱憤(うづげん)が、たまたま境界の問題をきっかけとして勃発したものであったり、境界紛争が感情の問題(意地の張り合い)となっていて拗れている場合などがあるからです。

### 4. 和解の仲介を行う紛争の範囲

---

境界問題相談センター愛媛では、土地境界に関する民事の紛争について、相談および調停(和解の仲介)を行います。(規則1条)

例)

ブロック塀や建物などが境界線を越境していることについてお隣と協議したが、話が付かなかった。

境界に新たにブロック塀を設置するため、お隣と協議したが、話が付かなかった。

土地を測量するため、お隣の境界の確認をお願いしたが、話が付かなかった。

地籍調査でお隣と境界の確認をすることになったが、話が付かなかった。



なお、次の事例については受けることはできません。

**事案の対応がさしせまっている状態のとき。**

**境界をめぐる紛争となっていない場合**

**その他境界問題相談センター愛媛で扱うことが不適切と思われるもの。**

例)

- ◆ まさに境界としているブロック塀などが取り壊されそうとしている。
- ◆ まさにブロック塀などの構造物を無断で設置しようとしている。
- ◆ 境界杭を撤去された、またはされそう。
- ◆ 被申立人が今にも第三者に売買しようとしている。
- ◆ 境界の立会日が迫っている。
- ◆ 話し合いを一度も行っていない。
- ◆ 通常の土地家屋調査士の業務として対応が可能と思われる場合。



## 5. 手続実施者の選任に関する事項 (ADR 法 14 条 1 項 1 号)

### (1) 手続実施者の選任方法について

境界問題相談センター愛媛では、境界問題相談センター愛媛の手続および業務をおこなう関与員(規則 21 条)を次のとおり選任しています。

#### 受付面談員(規則 29 条)

受付面談手続は、受付面談員候補者から受付面談期日ごとに選任された「担当受付面談員」が行います。

境界問題相談センター愛媛では、事案の迅速処理が行われるよう東予・中予・南予それぞれの開催場所ごとに 3 カ月先の期日まで、担当受付面談員をあらかじめ選任しています。

#### 受付面談員候補者(規則 22 条)

愛媛県土地家屋調査士会会員もしくは愛媛弁護士会会員で所定の研修を修了し、運営委員の意見を参考に調査士会理事会の推薦を受けた者が、受付面談員候補者となります。

#### 相談チーム(規則 37 条)

相談手続は、土地家屋調査士相談委員候補者から 1 名(以上)および弁護士相談委員候補者から 1 名(以上)を選任した「担当相談チーム」を組織して実施します。

境界問題相談センター愛媛では、事案の迅速処理が行われるよう 3 カ月先の期日まで、担当相談委員をあらかじめ選任しています。 担当相談

委員の選任は、あらかじめ境界問題相談センター愛媛に備え付けている「相談期日担当者一覧表」にしたがって行われます。

土地家屋調査士相談委員候補者（規則 23 条 1 項 1 号）

土地家屋調査士登録 5 年以上の愛媛県土地家屋調査士会会員で所定の研修を修了し、運営委員会の意見を参考に調査士会理事会の推薦を受けた者が土地家屋調査士相談委員候補者となります。

弁護士相談委員候補者（規則 23 条 1 項 2 号）

弁護士登録 3 年以上の愛媛弁護士会会員で弁護士会会長が境界問題相談センター愛媛に推薦する者が、弁護士相談委員候補者となります。

調停チーム（規則 46 条）

調停手続は、土地家屋調査士調停委員候補者から 1 名（以上）および弁護士調停委員候補者から 1 名（以上）を選任した「担当調停チーム」を組織して実施します。

境界問題相談センター愛媛では、事案の迅速処理が行われるよう担当調停委員をあらかじめ選任しています。また、担当調停委員の担当順もあらかじめ決めていきます。

ただし、すべての当事者が、調停委員候補者のうちから特定の調停委員を望むときは、センター長はその意見を尊重して担当調停委員を選任します。（規則 46 条 3 項）

土地家屋調査士調停委員候補者（規則 24 条 1 項 1 号）

土地家屋調査士登録 5 年以上の愛媛県土地家屋調査士会会員で、所定の研修を修了し、運営委員会の意見を参考に調査士会理事会の推薦を受けた者が土地家屋調査士調停委員候補者となります。

弁護士調停委員候補者（規則 24 条 1 項 2 号）

弁護士登録 3 年以上の愛媛弁護士会会員で弁護士会会長が境界問題相談センター愛媛に推薦した者が、弁護士調停委員候補者となります。

土地家屋調査士・弁護士以外の調停委員候補者（規則 24 条 1 項 3 号）

土地境界に関する民事の紛争について民間紛争解決手続に関する専門的知識を有する者のうちから、運営委員会の意見を参考に調査士会理事会の推薦を受けた者が、調停委員候補者となります。

愛媛県土地家屋調査士会および愛媛弁護士会の会員ならびにそれに準ずる者が当事者となる調停手続においては、調停チームに、土地家屋調査士および弁護士以外の調停委員（第24条第1項第3号で定める者）から1名以上の担当調停委員を加えなければならないとされています。（規則46条2項）

#### **調査・測量実施員および鑑定実施員（規則65条，78条）**

調査および測量，境界鑑定は，調査・測量実施員候補者または鑑定実施員候補者から選任された「担当調査・測量実施員」「担当鑑定実施員」が行います。

担当調査・測量実施員または担当鑑定実施員は，事案ごとに実施する作業内容や程度に応じて必要な人員を，センター長が選任します。

#### 調査・測量実施員候補者または鑑定実施員候補者（規則25条）

土地家屋調査士登録5年以上の愛媛県土地家屋調査士会会員で，所定の研修を修了し，運営委員会の意見を参考に調査士会理事会の推薦を受けた者が，調査・測量実施員候補者または鑑定実施員候補者となります。

#### **（2）関与員の欠格事由**

境界問題相談センター愛媛では，関与員（運営委員，受付面談員候補者・相談委員候補者・調停委員候補者・調査・測量実施員候補者・鑑定実施員候補者）について不適格とされる理由をつぎのように定めています。（規則13条，22条2項，23条2項，24条2項，25条2項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）または弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定に違反し，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 土地家屋調査士法 または弁護士法の規定による懲戒処分により，土地家屋調査士の業務の禁止または弁護士会からの除名の処分を受けた者でこれらの処分を解かれた日から5年を経過しない者

(3) 手続実施者を排除するための方法について

境界問題相談センター愛媛は、手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の境界問題相談センター愛媛の手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、次のとおり**手続実施者を排除するための方法**を定めています。

担当委員（実施員）（担当受付面談員・担当相談委員・担当調停委員・担当調査・測量実施員・担当鑑定実施員）の除斥<sup>しよせき</sup><sup>1</sup>について（規則 30 条 1 項，38 条 1 項，2 項，47 条，66 条 1 項，2 項，79 条 1 項，2 項）

担当委員（実施員）は、次に掲げる場合にはその事件に関与し手続を実施することはできません。

- (1) 担当委員（実施員）またはその配偶者もしくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、または事件について当事者と共同権利者、共同義務者もしくは償還義務者の関係にあるとき。
- (2) 担当委員（実施員）が当事者の四親等内の血族，三親等内の姻族もしくは同居の親族であるとき、またはあったとき。
- (3) 担当委員（実施員）が当事者の後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人，補助監督人または任意後見人，任意後見監督人等の法定代理人もしくは委任による財産管理者であるとき、またはあったとき。
- (4) 担当委員（実施員）が事件について、証人または鑑定人となったとき。
- (5) 担当委員（実施員）が事件について当事者の代理人または補佐人であるとき、またはあったとき。
- (6) 担当委員（実施員）が事件について仲裁判断に関与したとき。

担当委員（実施員）は、自ら前記の除斥事由について気づいたときや除斥事由に該当することとなったときは、直ちにセンター長にその旨を報告しなければならないとされています。（規則 30 条 2 項，38 条 2 項，47 条，66 条 2 項，79 条 2 項）

<sup>1</sup> 境界問題相談センター愛媛の手続きにおいて、手続実施者を規則上、当然その事件につき職務の執行ができなくなること

## 担当調停委員の忌避<sup>きひ</sup><sup>2</sup>について（規則第 48 条）

担当調停委員について，調停手続の公正を妨げるべき事情があるときは，当事者はその担当調停委員を忌避することができます。

- 忌避の申立は，境界問題相談センター愛媛に書面を提出して行わなければなりません。ただし，調停期日においては，口頭ですることでもあります。（規則 48 条 2 項）
- すべての当事者から，担当調停委員について忌避の申立てがなされたときは，担当調停委員は忌避されます。（規則 48 条 4 項）
- 当事者の一方から担当調停委員忌避の申立てがされたときは，境界問題相談センター愛媛は次の通り手続を行います。
  - 直ちに調停手続を停止します。（規則 48 条 3 項）
  - センター長は，速やかに運営委員会を招集します。
  - 運営委員会において，当事者および忌避の申立てがなされた担当調停委員に対して意見を述べる機会を与えます。
  - 運営委員会において，忌避について判断します。（規則 48 条 5 項）
  - センター長は，運営委員会の判断の結果をすべての当事者に書面で通知します。（規則 48 条 6 項）

**【重要】** 担当調停委員は，調停手続の公正を妨げる事情があるときは，遅滞なく，その旨を当事者に開示しなければならないとされています。（規則 48 条 7 項）**当事者は，この開示を受けた後に，調停期日に意見の申述をしたときは，その事情による忌避を申し出ることとはできなくなります。**（規則 48 条 8 項）

### （ 4 ） 担当受付面談員，担当相談委員，担当調査・測量実施員の変更について

当事者は，担当受付面談員，担当相談委員，担当調査・測量実施員について，手続の公正を妨げるべき事情があるときまたは不適切と思われるときはその担当者の変更を申し出ることができます。

変更の申出は，センター長に対し，口頭ですることができます。（規則 31 条，38 条，66 条）

<sup>2</sup> 境界問題相談センター愛媛の手続において，担当調停委員について調停手続の公正を妨げるような事情がある場合に，当事者の申立により当該担当調停委員を手続の執行から排除すること

(5) 担当鑑定実施員の変更について

当事者は、担当鑑定実施員について、手続の公正を妨げるべき事情があるときまたは不適切と思われるときはその担当者の**変更を申し出ることが出来ます。**

- 担当鑑定実施員の変更については、担当調停委員の忌避の規定を準用します。

【書式 41】

平成 年 月 日
境界問題相談センター愛媛 センター長 三宅 雄二 殿
住 所
氏 名
担当受付面談員 担当相談委員忌避の申立書 担当調停談員
事 件 番 号 平成 年(受付・相・調)第 号
上記事件の担当関与員について、下記の理由により忌避の申立てを致します。
忌避の申立てをする 関与員
忌避の理由
なお、上記の忌避申立を行う意思の確認を下記の該当欄チェックにてお願いします。
-----
忌避の申立を行う意思の確認(チェック方式)
上記忌避の申立を出頭して行います。
上記忌避の申立しますが、出頭はしません。
氏 名 _____

6. 紛争当事者が支払う報酬または費用に関する事項（ADR法14条1項2号）

(1) 受付面談

**受付面談にかかる費用は、無料です。**

受付面談員の日当及び会場費などの費用は、境界問題相談センター愛媛が負担します。

(2) 相談手続

**相談手数料は、1期日ごとに 15,000 円**です。(手数料規程2条1項)

相談手数料は、申し込みと同時に境界問題相談センター愛媛へ**前納<sup>3</sup>**してください。

➤ 銀行振込・現金書留の振込手数料(送料)等は申込者負担となります。

相談は、1回1時間以内です。(相談が引き続き2回、3回となったときも、**期日ごとに15,000円**です。)

**相談手数料の返還について**(手数料規程2条2項)

➤ 相談期日11日前の午後4時までは全額返還します。

➤ 前記以後に取下げ(延期含む)した場合は、**10,000円**を差し引いた額(5,000円)を返還します。

撤回された時	返還する額
相談手続期日の11日前の午後4時まで	全額(15,000円)
上記以後、相談手続の期日の当日まで	5,000円

➤ 返還にかかる銀行振込・現金書留の振込手数料(送料)等は申込者負担となります。

担当相談委員の日当は、境界問題相談センター愛媛から支払います。(規則86条)

担当相談委員の日当は、手数料規程第14条により、1時間あたり弁護士相談委員10,000円、調査士相談委員5,000円です。

相談期日に担当相談委員が相談場所に待機した場合は、相談が開かれなくとも、弁護士相談委員5,000円、調査士相談委員2,500円を支払うこととなっています。

<sup>3</sup>納付先は18ページの「(6)手数料の納付先」をご覧ください。

### (3) 調停手続

申立手数料(手数料規程3条)

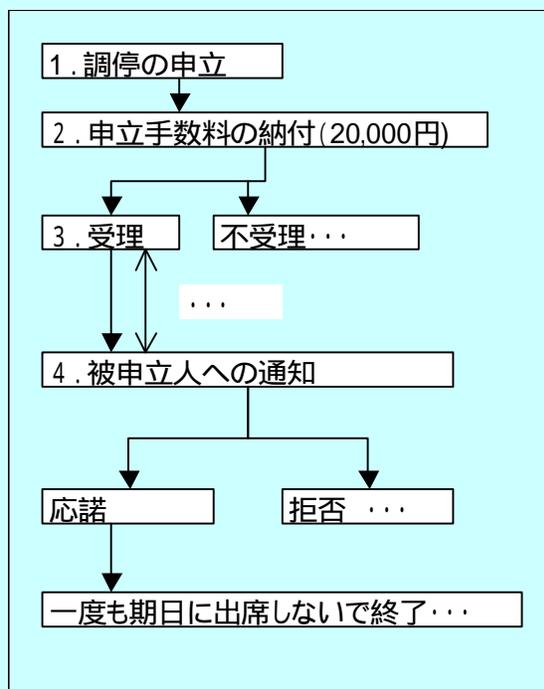
**調停申立手数料は、20,000円です。(手数料規程3条1項)**

**申立人の負担となります。**

申立手数料は、申立の際に納付<sup>4</sup>してください。(規則41条2項)

**調停申立手数料の返還について(手数料規程3条2項)**

- 境界問題相談センター愛媛に調停申立書が受理されなかったときは、全額返還します。…
- 被申立人へ調停申立の通知が発送されるまでに、申立てが撤回された場合は、全額返還します。…
- 被申立人が調停手続に承諾しなかったときは、**その半額(10,000円)を返還**します。…
- 被申立人の欠席により、調停手続が一度も行われなくて当該手続が終了したときは、その半額(10,000円)を返還します。…
- 返還にかかる銀行振込・現金書留の振込手数料(送料)は申込者負担となります。



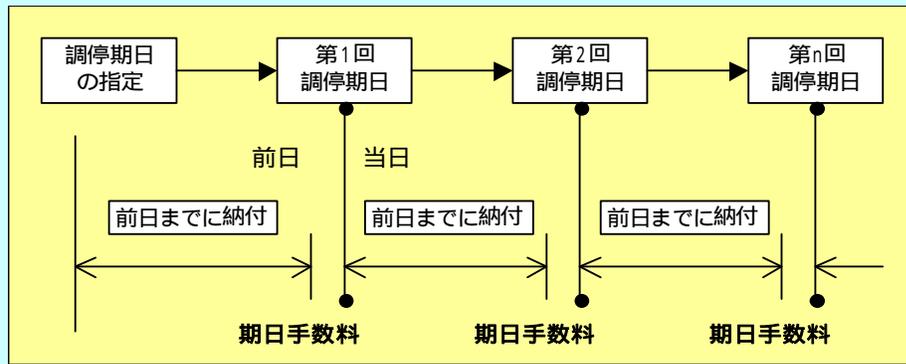
<sup>4</sup> 納付先は18ページの「(6)手数料の納付先」をご覧ください。

期日手数料（手数料規程 4 条）

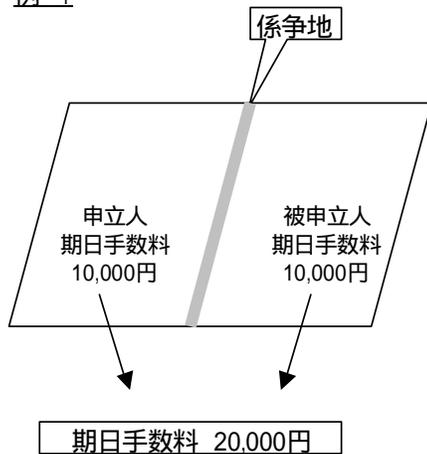
期日手数料は、当事者それぞれ 10,000 円です。（手数料規程 4 条 1 項）

期日手数料は、調停期日の前日までに境界問題相談センター愛媛へ納付してください。（手数料規程 4 条 2 項）

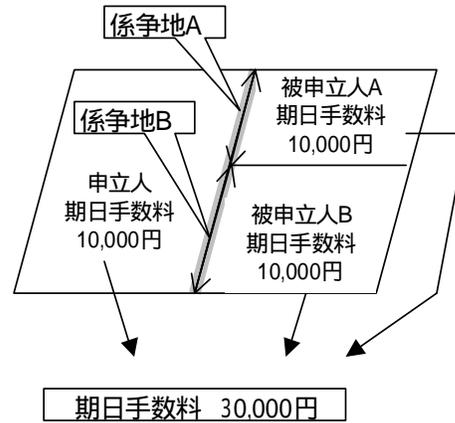
上記は、一期日ごとの金額です。



例 1



例 2



同期日（同時）に調停をする場合

期日手数料の返還について（手数料規程 4 条 3 項）

- 調停期日が開催されなかったときは、全額返還します。（ただし、正当な理由なく調停期日を欠席した当事者に対しては、納付された調停期日手数料の額から調停期日を開催するために要した費用および返還に要する費用を差し引いた額を返還します。）

担当調停委員の日当は、境界問題相談センター愛媛から支払います。(規則 86 条)

担当調停委員の日当は、手数料規程第 14 条により、1 期日あたり弁護士調停委員 10,000 円、調査士調停委員 5,000 円です。

調停期日に担当調停委員が調停場所に待機した場合は、調停が開かれなくとも、弁護士調停委員 5,000 円、調査士調停委員 2,500 円を支払うこととなっています。

成立手数料(手数料規程 5 条)

**和解が成立したときは、和解契約書作成に係る手数料を納付<sup>5</sup>してください。**

当事者は、連帯して負担することとなります。

負担割合は、当事者の意向を尊重して担当調停チームが決定します。

成立手数料は、**和解契約書が交付されるまでに境界問題相談センター愛媛に納付してください。**



**調停契約書作成に係る手数料の金額(手数料規程 5 条 4 項)**

- 和解契約書作成に係る手数料は、紛争の対象となっている一筆地ごとの当該調停手続の申立書を受理した日における市町村の固定資産課税台帳に登録された価格<sup>6</sup>を合計した額(これを「解決の価格」とする。)を基礎として、次の表によって算出します。

解決の価格	和解契約書作成に係る手数料
1,000 万円未満	20 万円
1,000 万円以上 5,000 万円未満	30 万円
5,000 万円以上 1 億円未満	50 万円
1 億円以上	50 万円に 1 億円を超える価格の 0.1%を加算した額

**固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合**

紛争の対象となっている土地のいずれかが、固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合は、固定資産課税台帳に登録された価格のある土地の価格(およびその合計)のみをもって「解決の価格」とする。

紛争の対象となっている土地のすべてが、固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合は、「解決の価格」を 1,000 万円未満とみなす。

<sup>5</sup> 納付先は 18 ページの「(6)手数料の納付先」をご覧ください。

<sup>6</sup> 調停手続の申立書を受理した日における価格とします。

# 松山市の固定資産税台帳記載事項証明申請書

## 固定資産課税台帳記載事項証明申請書

運転免許証や健康保険証等、本人確認できるものを提示ください。

平成 年 月 日

(あて先) 松山市長

申請者 住所 市 町 丁目 番 号  
(窓口に来た人)

フリガナ  
氏 名  
(生年月日 明・大・昭・平 ・ ・ 生)

使用目的				
納 税 義 務 者	□同上 (上記の申請者と同じ)			
	住所	番地	申請枚数	
	市 町 丁目 番 号	番 号		
氏名 (フリガナ)	生年月日	枚		
	明大昭平	生		
証明の必要な物件を記入してください。				
所在地	家屋番号	地目・種類	地積・床面積	
松山市			㎡	
代 理 権 授 与 通 知 書				
納 税 義 務 者	住所	番地	印 紙	
	市 町 丁目 番 号	番 号	印 紙	
	氏名 (フリガナ)	生年月日	印 紙	
	明大昭平	生		
私は申請者を代理人と定めて、証明書の交付申請ならびに受領について委任したことを通知します。				枚

※本人申請でない場合、本人の委任状または代理権授与通知書が必要です。

### <注意事項>

- 左の申請書に必要事項を記入し、申請書部分を切り取って、納税課証明窓口(4番)、市民課総合窓口センター、市民サービスセンター(三越7F・フジグラン松山4F・いよてつ高島屋本館7F)、各支所のいずれかに提出して下さい。
- 申請者(窓口に来た人)は、運転免許証や健康保険証等、本人確認できるものをご持参ください。
- 「申請者(窓口に来た人)」と「納税義務者」が異なる場合は、申請書下段の「代理権授与通知書」欄の記入・捺印または委任状の添付をお願いします。(法人の場合、「代理権授与通知書」欄または委任状には、代表者印または社印を押印してください。)
- 証明書1通につき350円の手数料が必要です。

○証明書の申請について質問等がある場合は、納税課証明担当にご連絡ください。

(連絡先) 納税課証明担当(松山市役所本館2階4番窓口)  
電話番号 089-948-6299

(4) 調査, 測量および境界鑑定業務

調査・測量手数料

鑑定手数料

**調査・測量または境界鑑定を申し立てた場合は, 担当調査・測量実施員が随時見積もりいたします。(手数料規程 6 条 1 項)**

見積金額に同意した場合には, **手数料を境界問題相談センター愛媛に予納<sup>7</sup>**してください。(規則 69 条 1 項)

負担割合は, 当事者間の協議により決定します。(規則 69 条 2 項)

調査・測量手数料(手数料規程 6 条)

- 調査測量・鑑定手数料の金額については, 37 ページからの調査測量手数料の計算書をご覧ください。

鑑定手数料

- 鑑定手数料は, 1 件につき 50 万円を基準額としています。(手数料規程 6 条 2 項)
- 鑑定書作成費用・資料の分析, 検討その他の費用です。
- 鑑定書作成について, 追加して調査・測量が必要な場合は, 別途調査・測量手数料が加算される場合があります。

<sup>7</sup> 納付先は 18 ページの「(6)手数料の納付先」をご覧ください。

(5) その他の費用(手数料規程7条)

調停委員の出張旅費・宿泊費などの費用(実費)は、当事者負担です。  
前記諸費用は当事者の同意を得た後、負担割合については担当調停チーム  
が決定します。

手数料は境界問題相談センター愛媛に予納してください。

【別表1】交通費

交通費(公共交通機関)					
移動距離(片道)	JR・私鉄	新幹線	バス	船舶	飛行機
40km未満	運賃		運賃	2等運賃	
40km以上	運賃+特急	運賃+特急+指定	運賃	2等運賃	普通正規運賃

【別表2】出張日当, 宿泊費

出張日当, 宿泊費	
出張日当1日につき	2,000円
宿泊費1泊につき	10,000円

【別表3】自家用車交通費

交通費(自家用車利用)			
移動距離(片道)	ガソリン代	高速道路料金	駐車料金
40km未満	15円/km		実費
40km以上	15円/km	実費	実費

(6) 手数料の納付先

**愛媛県土地家屋調査士会事務局**

愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号 愛媛県土地家屋調査士会内  
(愛媛県司法書士会・土地家屋調査士会合同会館3階)

**取扱時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00(祝祭日を除く)**

12月29日～1月3日, 8月14日～16日は取扱いたしません。

**銀行振り込み**

銀行名 : 伊予銀行  
支店名 : 松山駅前支店  
種別 : 普通  
口座番号 : 1930969  
宛先 : キョウカイモンダイソウダンセンターエヒメ

## 7. 境界問題相談センター愛媛手続における当事者の代理人等

### (1) 代理人(規則9条1項)

当事者は、境界問題相談センター愛媛において実施される手続においては、次に掲げる者を当事者の代理人として選任することができます。

- (1) 法令に基づき代理人となる資格を有する者
- (2) 当事者の配偶者および子
- (3) 当事者と同居の親および兄弟姉妹
- (4) 上記(2),(3)に準ずる者で当事者の事情に配慮してセンター長が特に認める者
- (5) 係争土地の共有者

### (2) 補佐人(規則9条2項,3項)

当事者または当事者の代理人は、手続実施者(担当受付面談員,担当相談チーム,担当調停チーム)の許可を得て、補佐人を伴って境界問題相談センター愛媛で実施される手続に出席することができます。

補佐人は、手続実施者の許可を得て陳述することができます。

**【重要】**補佐人の陳述は、当該当事者または代理人がただちに訂正もしくは取り消さないときは、当該当事者または代理人が陳述したものとして扱われますのでご留意ください。

### (3) 同伴者

受付面談手続・相談手続(規則32条,39条)

当事者は、受付面談手続・相談手続に同伴者を伴うことができます。

ただし、担当受付面談員(または相談チーム)は、同伴者が受付面談手続(または相談手続)を行うのに支障を生じさせるおそれがあると認めるときは、その同伴者を退席させることができることになっています。

**【重要】** 同伴者は、意見を述べることはできません。

調停手続

調停手続については、28ページの「利害関係人の参加」で説明しています。

8. 受付（受付面談）から相談または調停手続の開始に至るまでの標準的な手続の進行  
（ADR法14条1項3号）

（1）電話受付～受付面談

土地の境界に関する民事の紛争について境界問題相談センター愛媛の手続を利用することをお考えの場合、まずは、センターにお電話<sup>8</sup>ください。

境界問題相談センター愛媛から申込者に「受付面談手続（予約）申込書」「リーフレット」等を郵送します。ホームページでダウンロードすることもできます。

申込者は「受付面談手続（予約）申込書」に住所・氏名・連絡先・受付面談希望日・希望会場等の必要事項を記入して、境界問題相談センター愛媛に郵送またはファックスしてください。

受付面談は 毎月第1・第3火曜日の14時00分から17時00分までです。

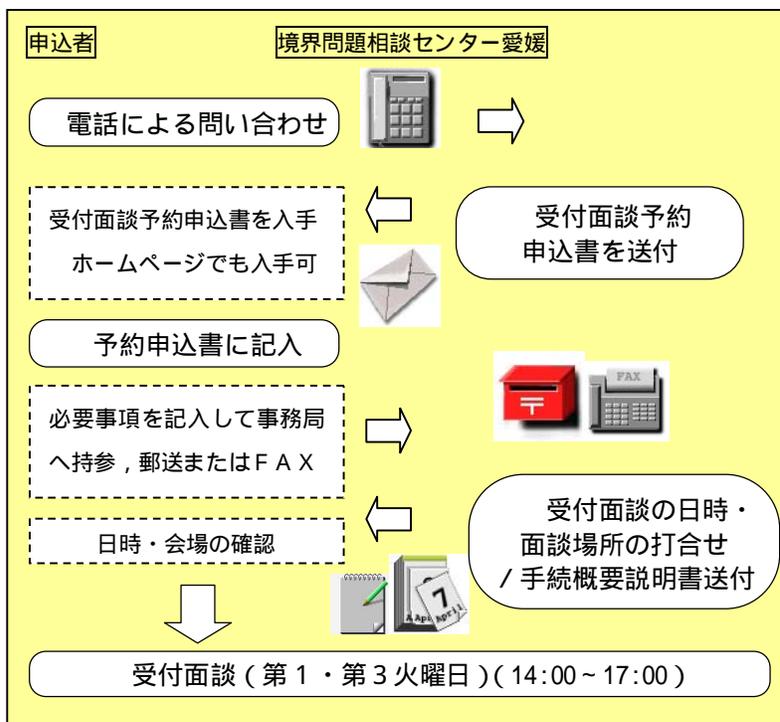
（調停手続の被申立人の受付面談は、随時行います。）

受付面談の会場については、次ページの表のとおりです。

申込者に事務局から、受付面談の期日・時間・会場について打合せの連絡を差し上げます。

申込者に事務局から、受付面談の期日・時間・会場の通知が届きます。

申込者は、受付面談期日に会場にお越しください。



<sup>8</sup> 境界問題センター愛媛の連絡先・ホームページ等は4ページの境界問題相談センター愛媛の業務を行う日及び時間をご覧ください。

主な受付面談会場（松山会場以外は，期日により替わります。）

松山会場	境界問題相談センター愛媛 松山市南江戸1-4-14（愛媛県土地家屋調査士会館内）
今治会場	今治市民会館 1階小会議室
四国中央・西条会場	土居文化会館「ユ－ホール」 四国中央市土居町
	新居浜市市民文化センター
	西条市総合福祉センター
大洲・宇和島会場	大洲市総合福祉センター
	大洲市民会館
	南予文化会館
	宇和島市総合福祉センター 宇和島市住吉町1-6-16

予約なしで来られた場合，受付面談を実施できません。（予約制）  
松山会場以外で受付面談を実施する場合は，会場の確保に数日を要します。直前に申し込まれた場合は，次の（2週間後）の面談期日になることがあります。



(2) 受付面談<sup>9</sup>

受付面談の手続は次のとおりです。

境界問題相談センター愛媛の面談員が、申込者から境界問題相談センター愛媛を利用したい事案の内容についてお聴きします。

受付面談員は、事案について法的助言は一切しません。

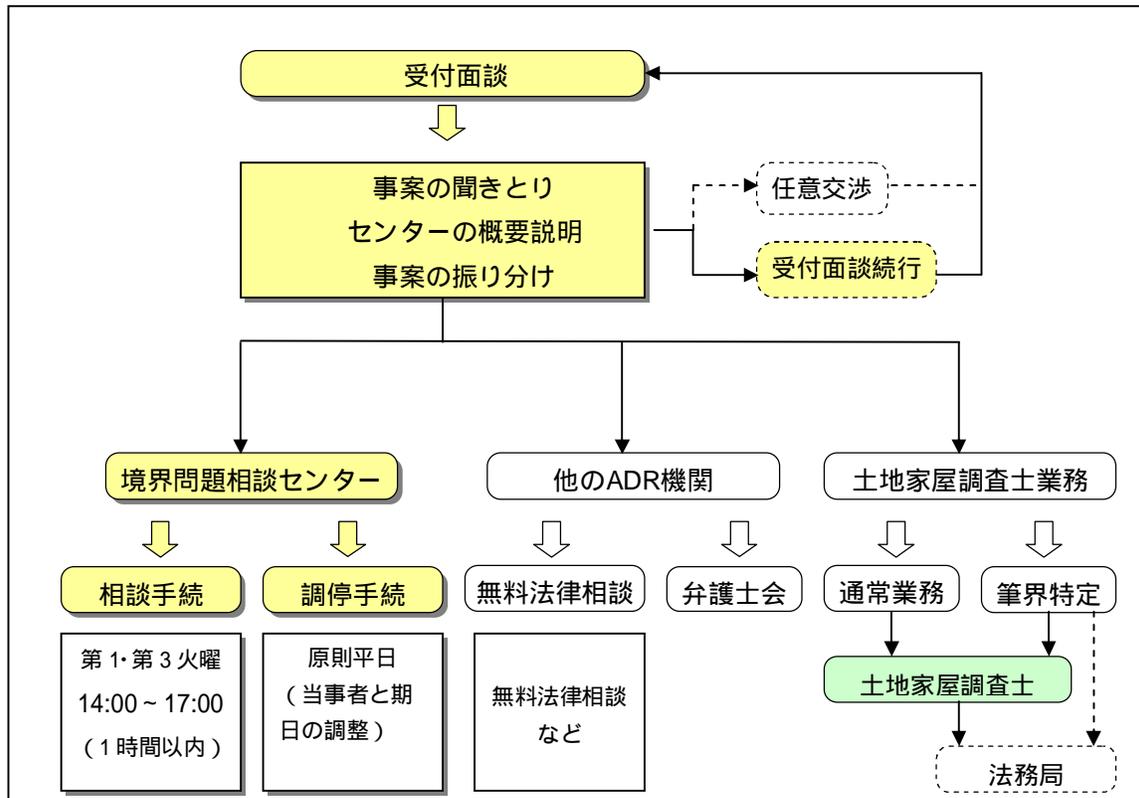
境界問題相談センター愛媛の手続の仕組み（手続実施者の選任に関する事項、手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行）や手数料（紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項）などの概要を説明します。

受付面談員は、申込者からの内容が、**境界問題相談センター愛媛の業務である場合は**、相談手続または調停手続に回付します。

境界問題相談センター愛媛で弁護士を交えて相談をうけた方がよいと思慮される場合は、有料の相談手続を提案します。

境界問題相談センター愛媛の調停が相当とされる場合は、調停手続を提案します。

事案が境界問題相談センター愛媛で扱えない場合や境界問題相談センター愛媛以外にも適した選択肢がある場合などは、**他の機関を紹介**します。



<sup>9</sup>利用者が代理人の場合は、例外的に受付面談を省略して直接調停の申立をすることができる場合があります。（規則 27 条 1 号 2 号）

9. 相談手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行(ADR法14条1項3号)

(1) 相談手続の申し込み～相談

土地境界に関する民事の紛争について境界問題相談センター愛媛の相談手続を希望する場合は、必ず事前に受付面談を受けてください。(規則27条) **受付面談で相談適当とした場合**の手続は次のとおりです。

相談希望者(以下「申込者」といいます。)は、「相談手続申込書」に住所・氏名・連絡先・相談希望日・相談の趣旨等の必要事項を記入し、境界問題相談センター愛媛に郵送またはファックスしてください。(直接センターに提出することもできます。)

相談日は、毎月第1・第3火曜日です。

時間は **14時00分から17時00分**までです。

相談は **1回1時間以内**です。

**相談会場は、境界問題相談センター愛媛となります。**

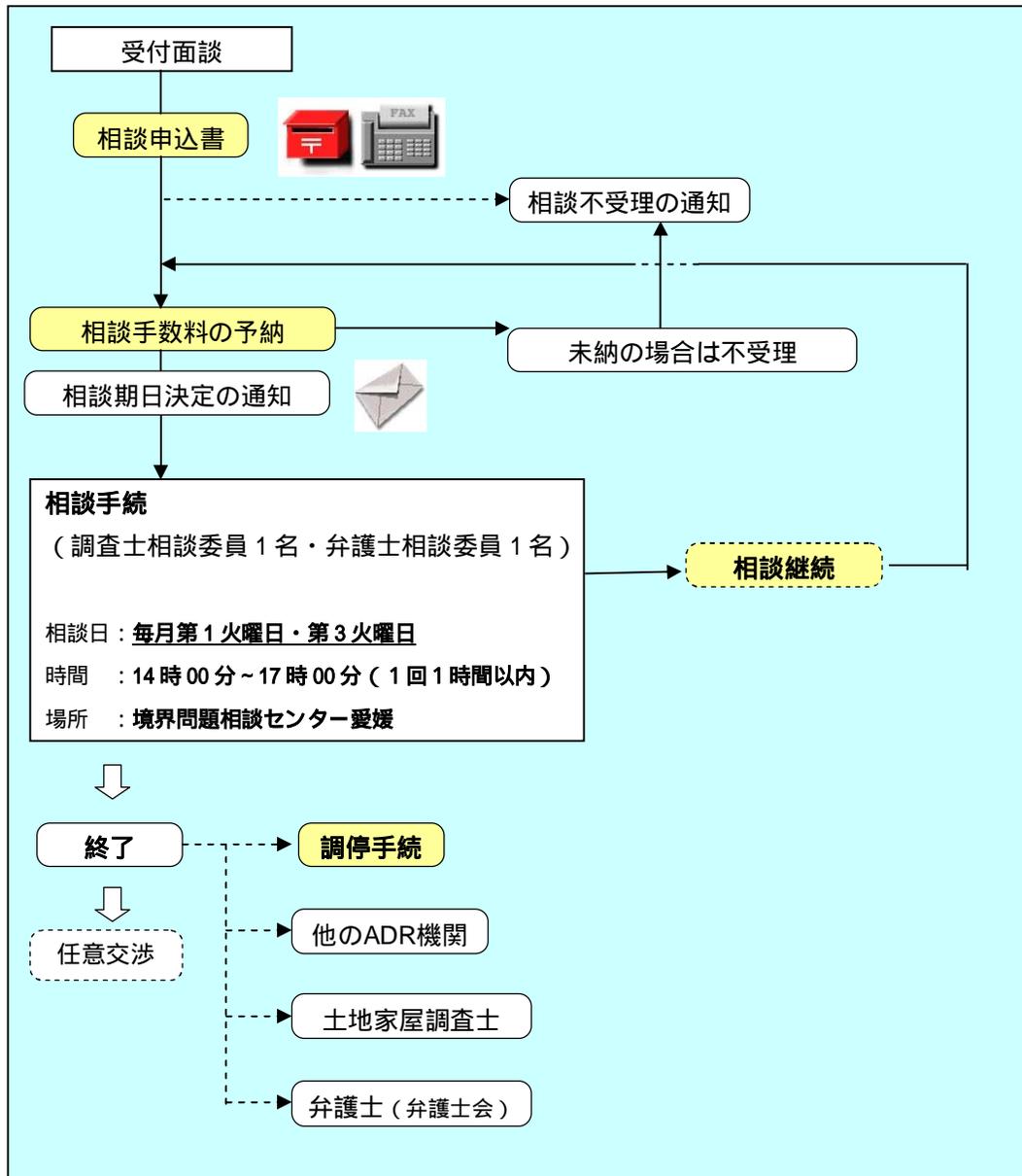
申込者は、相談手数料を前納してください。(手数料の詳細については、12ページをご覧ください。)

**【注意】前納が確認できない場合は、相談は開始されません。**

申込者に事務局から、相談の期日・時間等の通知が届きます。

申込者は、相談期日に境界問題相談センター愛媛にお越しください。

代理人が出席する場合は委任状を提出してください。



10. 調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行(ADR法14条1項3号)

(1) 調停申立て～調停

土地境界に関する民事の紛争について境界問題相談センター愛媛の**調停手続を希望する場合は、事前に受付面談**を受けてください。(規則27条)受付面談で調停相当とした場合の手続は次のとおりです。

調停申立て希望者(以下「申立人」といいます。)は、「**調停手続申立書**」に必要事項を記入し、境界問題相談センター愛媛に郵送またはファックスしてください。(直接センターに提出することもできます。)

申立人は、申立と同時に**調停申立手数料**をお支払いください。(手数料の詳細については、13・14ページをご覧ください。)

境界問題相談センター愛媛は調停を**受付した場合**には、申立人に「提出された調停手続申立書に対する回答」を郵送します。

境界問題相談センター愛媛は被申立人に対して、**調停の申立てがあったこと**について**配達証明付き郵便**で通知します。

被申立人が調停に応諾しない場合は、境界問題相談センター愛媛から申立人にその旨を連絡します。

境界問題相談センター愛媛は、**被申立人が受付面談・相談を希望した場合は**、調停期日までにその手続を行います。

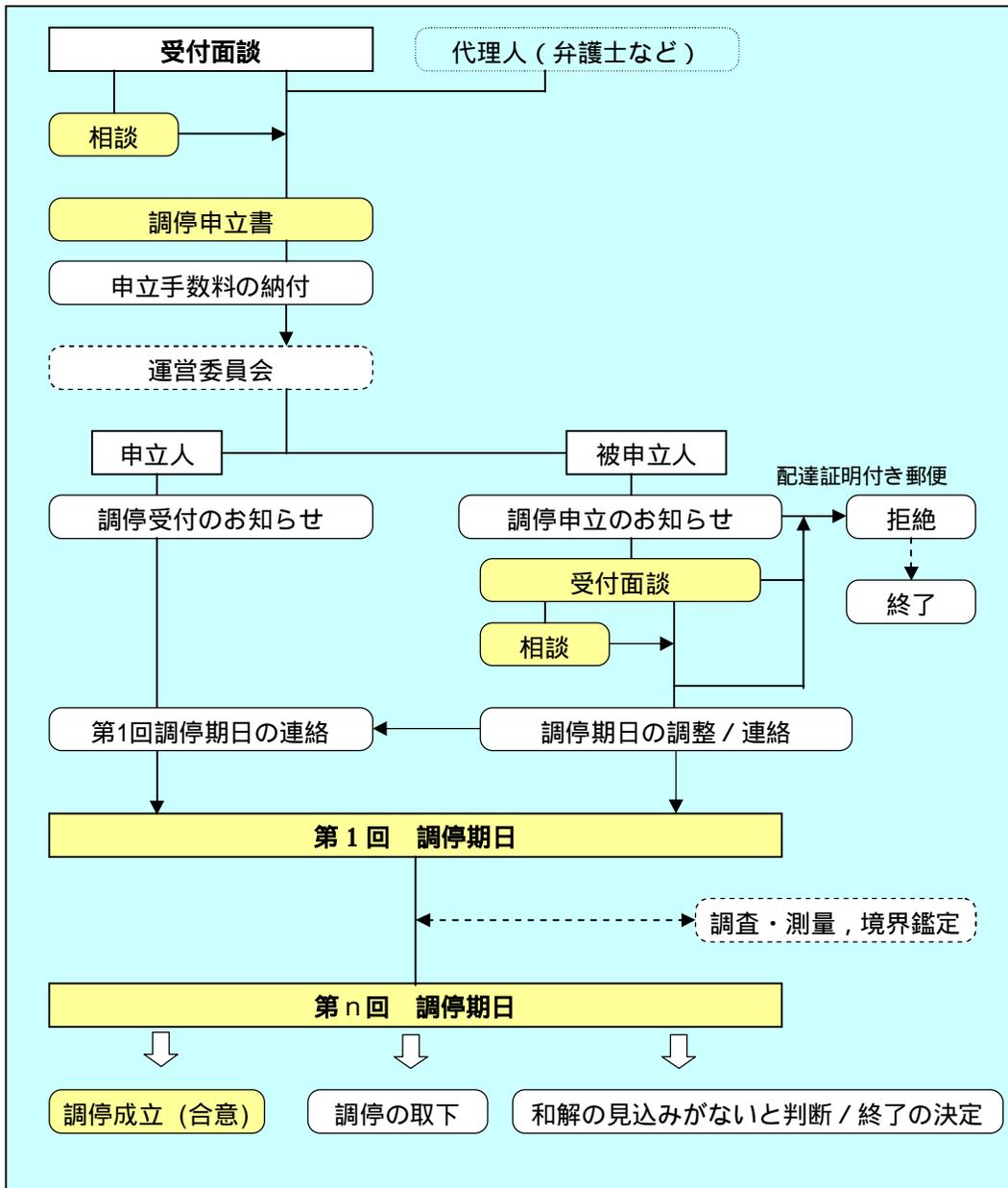
境界問題相談センター愛媛は、被申立人から希望する調停期日を確認し、**期日の調整**をはかります。

境界問題相談センター愛媛は、**調停期日が確定した場合は**、申立人に「第1回調停期日」を連絡します。

調停期日手数料を納付してください。

申立人および被申立人は、調停期日に境界問題相談センター愛媛にお越しください。

代理人が出席する場合は委任状を提出してください。



(2) 標準期日日数

調停手続きは4カ月以内に終了しなければならないとしています。(規則58条1項)

(3) 被申立人が調停に応じない場合

被申立人が調停に応諾しない場合は、境界問題相談センター愛媛から申立人にその旨を電話で連絡します。その場合、申立人の判断により、次のような手続となります。

1. 調停申立てを取下げる。

申立人は、「調停手続取下げ書」を境界問題相談センター愛媛へ郵送してください。

境界問題相談センター愛媛に返送した時点で取下げにより事件終了となります。

2. 調停申立てを取下げないとき。

境界問題相談センター愛媛は、規定により申立人との手続実施依頼契約を解除することとなります。

境界問題相談センター愛媛は、次の各号に掲げる場合には、申立人に対する文書による通知により申立人との手続実施依頼契約を解除する。(規則44条4項)

(1) 被申立人が当該調停手続に応じない意思を明確に示したとき

(2) 被申立人の応諾意思が不明である場合に、境界問題相談センター愛媛が申立人との手続実施依頼契約を解除することを相当と認めるとき

(4) 利害関係人の参加

調停チームは、申立人または被申立人から申し出た利害関係人については、すべての当事者(申出をした当事者を除く)の意向を十分に聞いた上で調停に参加させることができます。

調停チームは、すべての当事者から申し出のあった者については、調停手続の実施に支障を生じさせるおそれがある場合を除いて、参加または傍聴を認めています。(規則57条)

(5) 調停期日

調停は、原則として境界問題相談センター愛媛で開催します。(規則52条)

調停期日の開催は、当事者双方出席を原則としています。(規則50条1項)

( 6 ) 調査・測量，境界鑑定

境界問題相談センター愛媛は，申立人または被申立人からの依頼により，調査・測量及び境界鑑定を行うことができます。(規則 63 条，76 条)

境界問題相談センター愛媛の調査・測量及び境界鑑定は，調査・測量実施員または鑑定実施員が行います。(規則 65 条，78 条)

1 1 . 調停の成立

( 紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者，通数その他当該書面の作成に係る概要 ADR法施行規則 13 条 1 項 4 号 )

( 1 ) 調停の成立

担当調停チームは，調停手続において当事者間に和解が成立したときは，その内容およびその日付を記載した「**和解契約書**」を作成します。(規則 59 条)

和解契約書は，当事者交付用および境界問題相談センター愛媛保存用を作成します。(規則第 59 条 3 項)

申立人および被申立人は，**和解契約書に署名・押印します。**

担当調停委員全員が立会人として，和解契約書に署名・押印します。(規則第 59 条 1 項)

和解契約書には，次に掲げる事項を記載します。

ア． 当事者の氏名(代理人等のいる場合には，その者の氏名)

イ． 和解契約成立の日時

ウ． 和解契約の内容

エ． 当事者が境界問題相談センター愛媛に対して納付しなければならない手数料等の負担額に関する事項

和解契約書は，申立人，被申立人に**直接交付するか，あるいは配達証明付き郵便で交付**します。(規則第 59 条 3 項)

和解契約書を交付し，調停手続は終了します。

## 和解契約書

本件調停事件につき、その当事者である下記申立人と被申立人は、別紙和解契約条項のとおり双方和解したことを互いに確認し、その証として本書3通を作成し、申立人、被申立人及び境界問題相談センター愛媛が各1通を所持する。

事件の表示	境界問題相談センター愛媛 平成 年(調)第 号	
申立の表示	別紙のとおり	
調停成立日期	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
場 所	松山市南江戸1丁目4番14号 愛媛県土地家屋調査士会 境界問題相談センター愛媛	
出頭当事者等	申立人  被申立人	
申立人	住 所 氏 名	〒  会社の場合(会社名・代表者名) TEL - - FAX - -
	代理人 住 所 氏 名	〒  TEL - - FAX - -
被申立人	住 所 氏 名	〒  会社の場合(会社名・代表者名) TEL - - FAX - -
	代理人 住 所 氏 名	〒  TEL - - FAX - -
調停委員	氏 名	境界問題相談センター愛媛 土地家屋調査士調停委員 土地家屋調査士調停委員 弁護士調停委員

## 和解契約条項

- 1 .
- 2 .
- 3 .
- 4 .
- 5 . 申立人及び被申立人は、本件調停において支出した調停費用が、以下のとおりであることを互いに確認する。

申立人	調停申立手数料	金	円
	調停期日手数料	金	円
被申立人	調停期日手数料	金	円
	調査・測量・鑑定費用	金	円
	そのうち、申立人負担額	金	円
	被申立人負担額	金	円
	和解契約書作成手数料	金	円
	そのうち、申立人負担額	金	円
	被申立人負担額	金	円

- 6 . 申立人と被申立人は、前項の費用を含め、本調停手続において各自が支出した費用については、各自の負担とすることに合意する。
- 7 . 申立人及び被申立人は、本日、本調停合意をもって、本件調停手続が終了したことを互いに確認する。

## 申立の表示

申立人所有の下記（１）の土地とそれに接する被申立人所有の下記（２）の土地との境界に関する調停

記

（１）申立人所有地

（２）被申立人所有地

以上

12. 紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式（ADR法施行規則13条1項2号）

(1) 当事者による調停手続実施依頼契約の解除

**当事者は、調停手続が終了するまで、運営委員会に対し書面により調停手続実施依頼契約の解除を申し出ることができます。（規則60条1項）**（調停期日においては、口頭でもかまいません。）

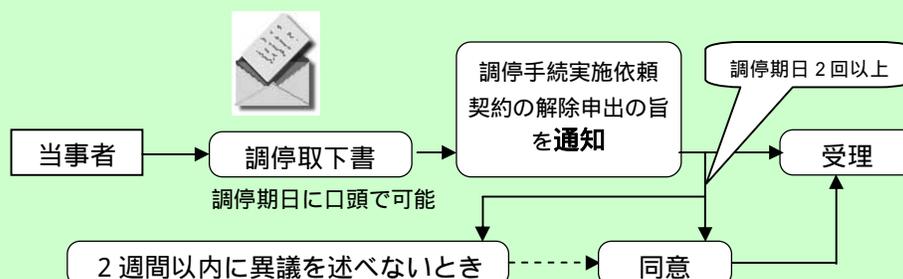
調停手続が終了した紛争部分については、初めから調停手続が実施されなかったものとみなされます。

調停手続実施依頼契約の解除の申し出は、規則により調停期日が、すべての当事者が出席し2回以上実施されたときは、契約解除の申出をした当事者を除くすべての当事者の同意を得なければその効力を生じないこととしています。（規則60条3項）

- 上記の場合、境界問題相談センター愛媛は、調停手続実施依頼契約の解除が書面でされたときはその書面を、申出をした当事者を除くすべての当事者に送付して通知します。
- 調停期日において調停手続実施依頼契約の解除が口頭でされたときは、その旨を記載した書面を出席した当事者を除く当事者に送付して通知します。

次の場合は、**調停手続実施依頼契約の解除に同意したものとみなします。**

- 調停手続実施依頼契約の解除が調停期日において口頭でされた場合において、すべての当事者が出席していたときは、当該期日から2週間以内に異議を述べないときは、調停手続実施依頼契約の解除に同意したものとみなします。欠席者がいた場合はその旨を記載した書面が、当該欠席者に到達した日から2週間以内に異議を述べないときは、調停手続実施依頼契約の解除に同意したものとみなします。



平成 年 月 日

境界問題相談センター愛媛  
センター長 三宅 雄二 殿

住 所

申立人

### 調停手続取下げ書

今般、私は、境界問題相談センター愛媛へ調停手続を申し込みましたが、下記理由により取り下げますのでよろしくお願いいたします。

理 由

記

事 件 番 号 平成 年(調)第 号

当 事 者 申立人

被申立人

物 件 所 在 地

13. 手続実施者が紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したとき

(手続実施者が紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該認証紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知すること)(ADR法施行規則13条1項3号)

(1) 調停の不成立

担当調停チームは、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したときは、調停が成立しないものとして、調停手続を終了します。(規則58条2項3号)

(2) 運営委員会の決定による終了

申立人または被申立人が調停手続に関する手数料を納付しないとき。担当調停チームが調停手続を継続することが不適切もしくは困難である事情があると認めた場合に、運営委員会で当該調停手続の終了を決定したとき。

境界問題相談センター愛媛は、調停手続が終了したときは、その旨を当事者に、遅滞なく、通知しなければならないとしています。(規則58条5項)

14. 手続において陳述される意見、手続実施記録等に記載されている当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法(ADR法施行規則13条1項1号)

(1) 手続の非公開および守秘義務

- 境界問題相談センター愛媛で実施される手続は非公開<sup>10</sup>です。  
(規則8条1項)
- 調停委員，相談委員，受付面談員，調査・測量実施員，鑑定実施員，運営委員，愛媛県土地家屋調査士会事務局職員およびその他境界問題相談センター愛媛で実施される手続に関与する者は、この規則に特別の定めのある場合および当事者間に別段の合意がある場合を除き、いかなる場合においても、境界問題相談センター愛媛で実施される手続の内容、

<sup>10</sup> 境界問題相談センター愛媛は、相談手続および調停手続の結果については、当事者の承諾を得て、当事者の特定ができないような形で、事案の概要、解決方法等を公開することができる。(統計的数字の公表には当事者の承諾を要しない)

経過，その結果およびその他職務上知り得た事実を他に漏らしてはならないことになっています。(規則 8 条 2 項)

- 前記の定めは，愛媛県土地家屋調査士会会長，愛媛弁護士会会長および愛媛県土地家屋調査士会役員の職にある者にも適用されます。  
(規則 8 条 3 項)
- 守秘義務は，その職を退いた後にも適用されます。(規則 8 条 4 項)

## (2) 手続実施記録の保存等

- 境界問題相談センター愛媛では、実施された手続に関するすべての書類および資料を、それぞれの手続が終了した日から 10 年間保存します。(規則 81 条 1 項)
- 前記の書類および資料は、秘密を保持するため施錠のできる保管庫等に保管し、または電磁的記録による当該記録へのアクセス制御等の措置を講じます。(規則 81 条 2 項)
- 保存期間を経過した文書(データ化された紙記録の文書)は、境界問題相談センター愛媛運営委員会の承認を得て、文書取扱責任者が寸断機または焼却等により廃棄するものとし、廃棄したことの確認は、境界問題相談センター愛媛センター長が行うことになっています。  
(文書管理規程 10 条)

## (3) 提出された資料の取扱

- 境界問題相談センター愛媛は、当事者から提出された資料については、原本は当事者に返還し、その写しを作成して保管します。(規則 82 条)

## (4) 記録の閲覧および記録謄写の請求

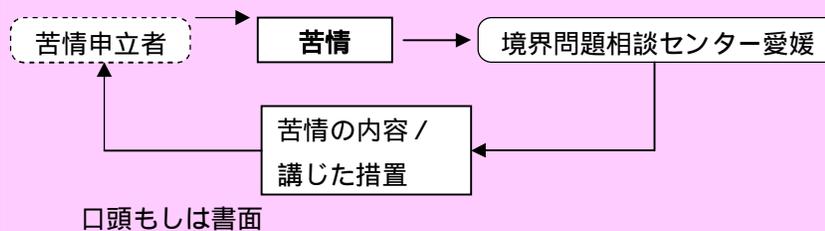
- 境界問題相談センター愛媛が保存する手続実施記録は、当事者の同意がない限り、第三者に公開しません。(規則 83 条 1 項)
- 当事者またはこれらの立場にあった者(これらの一般承継人を含む。以下同じ。)は、手続に関する書類を紛失した等の理由がある場合には、手続実施記録のうち当事者が提出した資料および和解契約書に限り、閲覧または謄写を求めることができます。(規則 83 条 2 項)  
ただし、閲覧等の請求の内容に他方の当事者が提出した資料が含まれている場合には、当該資料を提出した当事者またはこれらの立場にあった者の承諾がある場合に限り、当該資料の閲覧等ができるものとしています。

- 境界問題相談センター愛媛は、前項の求めが不当な目的に利用されるおそれがあると認めるときは、その求めに応じられません。(規則 83 条 3 項)

## 15. 業務に関する苦情の取り扱い

---

- ◆ 境界問題相談センター愛媛は、利用者からの苦情を受け付けるため、境界問題相談センター愛媛の電子メールアドレスおよび電話番号をインターネット上のホームページにおいて公開しています。(規則 88 条)
  - 境界問題相談センター愛媛のホームページについては、4 ページに記載しています。
- ◆ 利用者からの苦情に対して措置を講じた場合には、その苦情の内容および講じた処置について、利用者に口頭もしくは書面で通知します。(規則 91 条)



16. 調査・測量手数料 基準額表

1. 調査業務

(1) 資料調査

ア．公簿類	イ．地図類	ウ．図面類	エ．疎明書面
1筆個	1筆	1筆個	1件
1,000円	1,000円	2,100円	4,200円

(2) 現地調査

事前調査	1件 30,100円
------	------------

筆界確認	作業 数量	ア．多角測量	イ．復元測量	ウ．画地調整	
	1点	17,750円	11,480円	1区画ごと	21,420円
加算率		ア．地域区分, 作業の難易度により		80%以内の加算又は50%以内の減算をすることとします。	
		イ．地域区分により		80%以内の加算又は50%以内の減算をすることとします。	
		ウ．難易度により		80%以内の加算又は50%以内の減算をすることとします。	

立 会	ア．私有地境界		イ．公共用地境界	
	作業種別	1点	作業種別	1点
	A．立会・確認	7,040円	Aランク	15,120円
	B．測距・探索	9,380円	Bランク	51,330円
	C．特殊作業	11,710円	Cランク	62,760円
加算率	地域区分, 作業の難易度により80%以内の加算又は50%以内の減算をすることとします。			

2. 測量業務

(1) 面積測量

	土地		建物	
	地積	基準額	床面積	基準額
	100㎡以下	40,130円	50㎡以下	14,000円
	200㎡以下	50,660円	100㎡以下	18,050円
	300㎡以下	58,750円	200㎡以下	23,800円
	400㎡以下	65,560円	300㎡以下	28,200円
	600㎡以下	76,990円	400㎡以下	31,910円
	800㎡以下	86,630円	600㎡以下	38,140円
	1,000㎡以下	95,120円	800㎡以下	43,400円
	2,000㎡以下	128,440円	1,000㎡以下	48,020円
	3,000㎡以下	154,000円	2,000㎡以下	66,180円
	4,000㎡以下	175,550円	3,000㎡以下	80,110円
	5,000㎡以下	194,540円	4,000㎡以下	91,850円
	5,000㎡を超えて 1,000㎡当たり 14,890円		4,000㎡を超えて 1,000㎡当たり 9,070円	
加算率	土地 地域区分, 作業の難易度により		80%以内の加算又は50%以内の減算をすることとします。	
	建物 区画数, 作業の難易度により		80%以内の加算又は50%以内の減算をすることとします。	

(2) 境界標設置

数量	作業	ア．境界点測設	イ．境界標埋設	ウ．引照点測量
1点		9,470円	10,500円	12,990円
加算率	ア,ウ,地域区分により	80%以内の加算又は 50%以内の減算をすることとします。		
	イ,作業の難易度により	80%以内の加算又は 50%以内の減算をすることとします。		

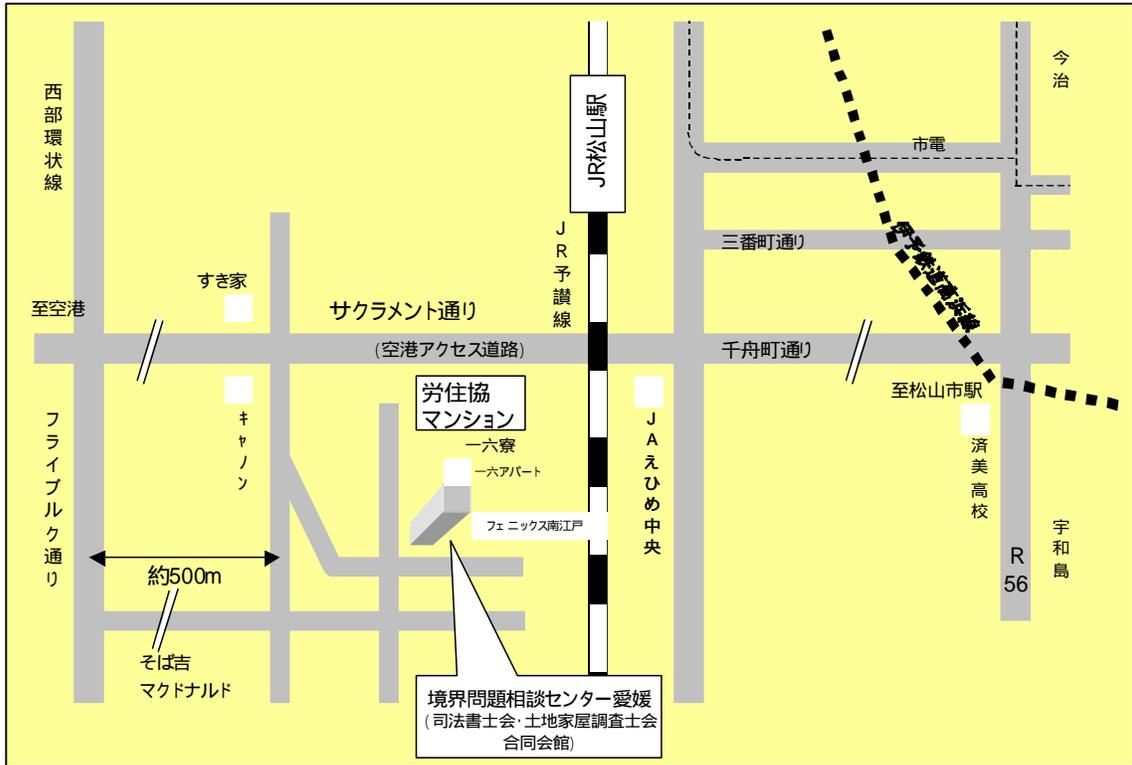
>>>索引

解決の価格.....	15
忌避.....	10, 11
期日手数料.....	14
境界鑑定.....	8, 17, 29
受付面談.....	6, 9, 12, 20, 21, 23, 24, 26
受付面談員.....	6, 8, 9, 10, 11, 12, 23
除斥.....	9
申立手数料.....	13, 14
成立手数料.....	15
相談チーム.....	6
相談委員候補者.....	6, 7
相談手続.....	6, 12, 24
担当相談委員.....	6, 7, 8, 9, 10, 12
担当調停委員.....	7, 8, 10, 15, 29
調査・測量.....	8, 9, 17, 29, 37
調停チーム.....	7, 8, 15, 18, 28, 29, 34
調停委員候補者.....	7
調停手続.....	5, 7, 8, 10, 13, 15, 20, 23, 26, 29, 32, 34

凡 例

- 裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(平成 18 年法律第 151 号) : 「ADR法」
- 裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に関する法律施行規則  
(平成 18 年法務省令第 52 号) : 「ADR法施行規則」
- 愛媛県土地家屋調査士会「境界問題相談センター愛媛」規則 : 「規則」
- 愛媛県土地家屋調査士会「境界問題相談センター愛媛」手数料・報酬規程 : 「手数料規程」
- 愛媛県土地家屋調査士会「境界問題相談センター愛媛」文書管理・秘密保持規程  
: 「文書管理規程」

境界問題相談センター愛媛 案内図



本書の著作権は、愛媛県土地家屋調査士会に帰属します。  
許可なく転載・複写を禁じます。